

## 福島イノベーション・コースト構想推進機構自動車賃貸借単価契約仕様書

### (適用)

第1条 本仕様書は、公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構(以下「甲」という)でリース会社(以下「乙」という)に発注する「福島イノベーション・コースト構想推進機構自動車賃貸借単価契約」に適用する。

### (賃貸車両)

第2条 賃貸車両の規格、装備等は、別紙-1のとおりとし、これと同等以上の機能を有したものでなければならない。

### (借入期間)

第3条 本車両の借入期間は令和8年4月1日～令和9年3月31日の1年とする。

### (担当者)

第4条 適正な契約の履行のため、甲及び乙は担当者を定めるものとする。

2. 甲の担当者(以下「担当職員」という。)は、契約書及び仕様書に定められた事項について事務処理を行うものとする。甲は、担当職員を書面により乙に通知するものとする。
3. 乙は、本契約に基づき一切の事務処理を行う担当者(以下「担当責任者」という。)を定め、書面により甲に通知するものとする。

### (引渡場所)

第5条 引渡場所は、次のとおりとする。

福島県福島市中町1番19号

### (保守点検)

第6条 賃貸車両の納入時に、自動車が正常な状態で使用できるよう点検確認し、その旨を記載した点検表を提出するものとする。

### (整備及び諸費用)

第7条 賃貸車両の整備費用及び諸費用については、別紙-2に示す項目において乙が負担するものとする。

### (疑義)

第8条 本仕様書に明記されていない事項または、疑義を生じた事項については、甲乙協議し定めるものとする。

## 別紙－ 1

### 仕様書第 2 条関係【規格、装備等】

#### 概 要

賃貸車両 1 台は、下記に定める項目を満足し、道路運送車両法に定める保安基準に適合したものとする。

1. 年間利用回数 3 5 7 回（台）程度  
\*あくまでも予定であり、年間数量を担保するものではない。
2. 使用時間 1 回につき 1 2 時間まで
3. リース対象自動車の種別等
  - 1) 自動車の種別 小型（5 ナンバー）
  - 2) 形 式 乗用車
4. 主要諸元
  - 1) 乗車定数 5 人
  - 2) 主機関 ガソリンエンジン（ハイブリット車含む）
  - 3) 変速機形式 オートマチック（CVTを含む）
  - 4) 駆動方式 2 輪もしくは 4 輪駆動方式
  - 5) ハンドル 右ハンドル
  - 6) 排気量 1,300cc 以上 1,500cc 未満
  - 7) 使用燃料 無鉛ガソリン

#### 5. 付属装置及び付属品

上記、「4. 主要諸元」を満たす車両の標準装備品の中に下記装備品がなければ、下記装備品について、メーカー純正品もしくはメーカー純正品と同等以上の品を装備した車両とする。ただし、メーカー純正品の設定がない場合は、当該車両に対応する最も適切な装備品を装備することとする。

S R S デュアルエアバッグ（運転席・助手席）	1 式
A B S（アンチロック・ブレーキ・システム）	1 式
3 点式シートベルト（後部中央席を除く）	1 式
エアコン	1 式
パワーウインドウ	1 式
A M / F M チューナーラジオ	1 式
時計	1 式
E T C	1 式
カーナビゲーションシステム	1 式

## 6. 保険・補償

事故による損害は、次の各号の補償限度内において乙が負担するものとし、補償限度を超える損害は甲が負担する。

- ① 対人賠償            無制限        (自賠償保険を含む)
- ② 対物賠償            無制限        (免責額 0 円)
- ③ 車両補償            時価            (免責額 0 円)
- ④ 人身傷害補償        3,000 万円    (1 名につき)

なお、営業保証料 (ノンオペレーションチャージ) については乙において負担するものとする。

別紙－ 2

仕様書第 7 条関係【整備及び諸費用】

整備及び費用	該当項目
①自賠責保険料	○
②自動車重量税	○
③自動車税	○
④自動車取得税	○
⑤登録諸費用	○
⑥リサイクル料	○
⑦法定点検整備	○
⑧定期点検整備	○
⑨部品を含む一般修理	○
⑩オイル交換	○
⑪バッテリー交換	○
⑫不凍液、バッテリー液、 ウォッシャー液、ワイパー、 E T C の手入れ	○
⑬タイヤ交換・保管	○
⑭継続車検費用	○
⑮代車車両費用	○